

投資信託 目論見書補完書面

この書面は金融商品取引法第37条の3に基づき、交付目論見書と一体でお渡しいたします。
お手続きの前にこの書面および交付目論見書の内容を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面及び交付目論見書に関するお問合せは下記まで
株式会 社 **埼玉りそな銀行**

コミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①④）の受付時間は平日9時～17時となります。〕

◇この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）

◇募集・買付・換金等の取扱は販売会社である株式会社埼玉りそな銀行が行い、設定・運用は、委託会社が行います。

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、これらの発行体の信用状況の変化や株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動などを原因として、基準価額は大きく変動します。
基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

【確認事項】 交付目論見書をお読みの上、ご理解ください。

【ファンドの目的・特色】

- ① ファンドの目的・特色について（毎月分配型は収益分配金に関する留意事項もご確認ください。）

【投資リスク】

- ② 投資リスクについて

【手続・手数料等】（お申込メモ・ファンドの費用・税金等）

- ③ お申込みについて
④ ご換金について
⑤ 収益の分配について
⑥ 費用について（交付目論見書・販売用資料等でご確認ください。）

◇投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の合計額となります。なお、運用管理費用（信託報酬）については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

- お申込み時に直接ご負担いただく費用：申込手数料（購入時手数料）
- 保有期間中に信託財産で間接的にご負担いただく費用：運用管理費用（信託報酬）、その他の費用・手数料
- 途中換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額

- ⑦ 税金について
⑧ その他ご留意点について（繰上償還・信託期間等）

◇投資信託のお申込みの有無によって、当社とのお取引へ影響を及ぼすことはありません。

◇この投資信託の受益権は、第三者に譲渡することはできません。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則としてあらかじめ当該ご注文に係る、代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
・ご注文にあたっては、銘柄・売り買いの別、数量等、お取引に必要な事項を明示していただきます。・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客さまにご郵送させていただきます。（お申込みいただくと、電磁的方法による受取に変更できます。）

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号

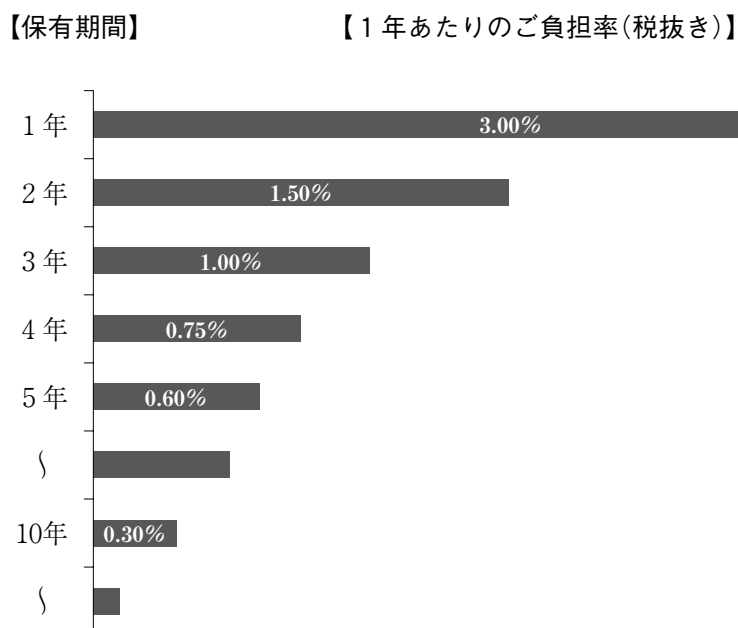
●主な事業：銀行業 設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要 内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等 ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 ●この商品において、対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。

●当社の苦情対応措置及び紛争解決措置 お取引内容のご確認・ご相談や苦情につきましては、お取引店までお申出ください。なお、訴訟手続によらず、公正な第三者が関与して、苦情トラブルの解決をあっせんする制度として、一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターをご利用いただけます。・全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005

購入時手数料に関するご説明

■投資信託は、長期間保有いただくことが基本です。投資信託の購入時手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜き)の場合



※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

【投資信託に関するご注意事項】

- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ、元本を割込むおそれがあります。
- 投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- 投資信託へのご投資では、商品ごとに定められた手数料等(お申込金額に対して最大3.78%(税込)のお申込手数料(購入時手数料)、純資産総額に対して最大2.2312%(税込)の運用管理費用(信託報酬)、基準価額に対して最大1.0%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計)をご負担いただきます。手数料等の合計については、保有金額または保有期間等により異なるためあらかじめ記載することができません。(上記は2014年12月1日現在の最大料率です。)
- 投資信託は預金でなく、預金保険の対象ではありません。また当社を通じてご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の募集・申込等の取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 商品ごとに手数料等およびリスクは異なります。詳細については、店頭を用意しております最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

商号等:株式会社埼玉りそな銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号

加入協会:日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会

2015年12月までの非課税枠は100万円です。
2016年1月以降の非課税枠は120万円です。

NISA取引における留意事項の確認書

株式会社 埼玉りそな銀行

下記の項目についてご確認およびご理解ください。

**1) NISA口座は、お一人一口座（一金融機関）でのご利用となります。
（金融機関を変更した場合を除きます。）**

※同一の勘定設定期間における金融機関の変更、および廃止したNISA口座の再開設が可能です。その年にNISA口座で株式投資信託の購入（定時定額購入プランによる購入、分配金再投資による購入を含みます）していた場合は、同一年内に金融機関の変更、および廃止したNISA口座の再開設をすることはできません。

※金融機関の変更手続きを行った場合には、複数の金融機関にNISA口座を保有することとなりますが、その場合であっても各年においてNISA口座での購入は1つのNISA口座でしか行うことができません（変更後の金融機関でのみ購入可能です）。また変更前の金融機関のNISA口座で購入した株式投資信託を、変更後の他金融機関のNISA口座に振替（移管）はできません。

※NISA口座廃止後、株式投資信託は課税口座（特定口座・一般口座）へ移管となり、再開設後にNISA口座に戻すことはできません。

※NISA口座の開設には、税務署の確認等がありお申込みより1ヶ月程度かかる場合があります。

2) 当社で取扱うNISA対象商品は株式投資信託のみとなります。

※株式は取扱っておりません。

3) 既に保有している株式投資信託はNISA口座に組み入れることはできません。

4) 購入時手数料等は非課税投資額に含まれません。

5) NISA口座での損失と課税口座（特定口座・一般口座）との損益通算はできません。

※損失分の繰越控除も使えません。

6) 非課税期間終了時点では次のとおり選択できます。

①翌年のNISA投資枠で継続投資

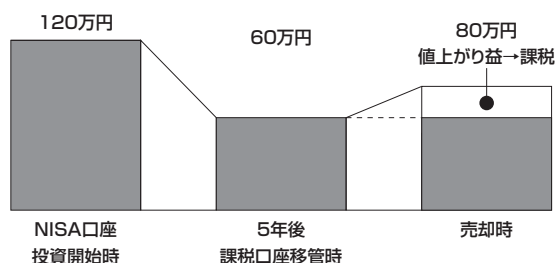
終了日時時点の時価で120万円までの非課税での継続投資ができます。（120万円を超えた分については、課税口座（特定口座・一般口座）への移管となります。）

②課税口座への移管

移管時点の時価で取得したものとして課税口座（特定口座・一般口座）へ移管できます。

※移管時点の時価が当初NISA口座での購入時価より下落していた場合、その後に値上がりして売却すると、当初NISA口座での購入価格を下回っていても利益となり、課税対象となります。

③売却 お持ちの投資信託を売却できます。



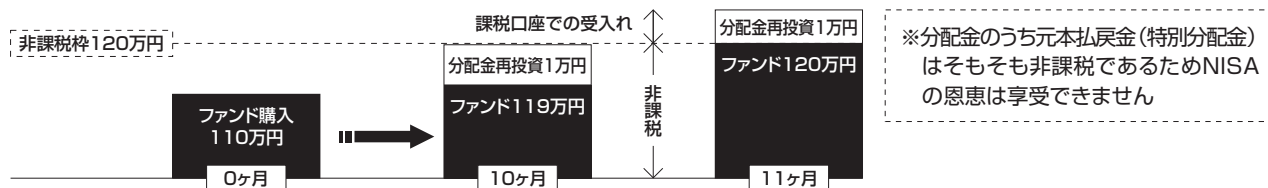
7) 非課税枠の再利用および繰越はできません。

※NISA口座で株式投資信託を売却（スイッチング解約を含む）・償還した場合、当該非課税枠の再利用はできません。そのため短期間での売買を前提としたお取引は適していません。

また、年間120万円の非課税枠を全額使わなかった場合、翌年に繰越することはできません。

8) 収益分配金を再投資した場合、NISA口座に受け入れできないことがあります。

※非課税限度額に達したのちの収益分配金再投資は課税口座（一般口座・特定口座）での受入れとなります。



※当社では課税口座（特定口座・一般口座）に受入れている株式投資信託の収益分配金はNISA口座で再投資できません。

以上

※上記は、2015年12月1日時点の税法に基づいて作成しています。今後税制が改正された場合は内容が変更となる場合があります。